

## 第3章 都市農業・農地に係る制度の改善



## 第3章 都市農業・農地に係る制度の改善

### 1 国の動向

国は、円滑化法の施行と、それに伴う納税猶予制度措置の継続などにより、多面的機能の発揮を通じた都市農地の有効活用と適正な保全を進めています。

貸借するための制度が整ったことで、相続等により失われていた生産緑地を、新たな担い手に託すことができるようになりました。

### 2 都市農地制度の改善に係る国への要望

#### (1) 生産緑地の買取りへの支援

生産緑地法に基づく区市への買取り申出の面積は、都内で年間約50haに及びます。しかし、生産緑地所有者の死亡等をきっかけに申し出が行われることから計画的な取得は難しく、また、地価が高いために財政的な負担も大きいものとなります。

区市が必要に応じて買取りを行えるようにするため、買取りに充てる資金などについての財政的な支援を、国へ要望していきます。

#### (2) 相続税の負担軽減措置

生産緑地は相続税納税猶予制度の対象ですが、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所や市民農園に付属する休憩所、トイレなどの農業用施設用地、屋敷林等は対象外です。農地を確実に次世代へ継承するには、一定の土地利用制限をかけた上で納税猶予制度の適用範囲を拡大し、税負担の軽減措置を講じるべきです。農業用施設用地や防風・堆肥確保のための屋敷林等についても適用範囲に含めるよう、国へ要望していきます。

#### (3) 相続税の納税に伴う新たな物納制度の創設

現行の制度では、市街化区域内農地は、基本的に物納が認められず、転用して売却されるため農地として保全されません。

緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度の創設を国へ要望していきます。この場合、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園やNPO法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じられる制度とすべきです。

